

群馬県の生活環境を保全する条例(平成十二年三月二十三日条例第五十号)

最終改正:平成二九年一〇月二〇日条例第三三号

改正内容:平成二九年一〇月二〇日条例第三三号

○群馬県の生活環境を保全する条例

平成十二年三月二十三日条例第五十号

改正

平成一三年 三月二七日条例第二三号

平成一五年一〇月一〇日条例第五五号

平成一六年一二月二四日条例第六五号

平成一七年 三月二四日条例第二七号

平成二四年 三月二七日条例第三三号

平成二四年一二月二八日条例第一〇四号

平成二七年 三月二〇日条例第三一号

平成二九年一〇月二〇日条例第三三号

群馬県の生活環境を保全する条例をここに公布する。

群馬県の生活環境を保全する条例

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 生活環境の保全等に関する基本的施策(第四条—第十三条)

第三章 大気の保全に関する規制

第一節 ばい煙の排出の規制等(第十四条—第二十五条)

第二節 粉じんに関する規制(第二十六条—第三十条)

第四章 水質の保全に関する規制等

第一節 特定排水水の排出の規制等(第三十一条—第四十六条)

第一節の二 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理等(第四十七条—第四十八条の四)

第二節 生活排水対策の推進(第四十九条—第五十一条)

第五章 地盤の沈下に関する規制等(第五十二条—第六十条)

第六章 騒音及び振動に関する規制

第一節 地域の指定(第六十一条)

第二節 特定工場等に関する規制(第六十二条—第七十条)

第三節 特定建設作業に関する規制(第七十一条・第七十二条)

第四節 飲食店営業等に関する規制(第七十三条—第七十七条)

第五節 航空機による商業宣伝放送に関する規制(第七十八条)

第六節 日常生活等に伴う騒音又は振動の防止(第七十九条)

第七章 削除

第八章 公害防止責任者(第八十七条—第九十条)

第九章 屋外における燃焼行為の制限(第九十一条)

第十章 削除

第十一章 地球環境保全

第一節 地球環境保全のための施策等(第百三条—第百五条)

第二節 オゾン層保護等のための施策等(第百六条—第百九条)

第十二章 自動車排出ガス対策の推進(第百十条—第百十四条)

第十三章 循環型社会形成の推進(第百十五条—第百七条)

第十四章 削除

第十五章 環境美化の推進(第百二十条—第百二十三条)

第十六章 雑則(第百二十四条—第百三十一条)

第十七章 罰則(第百三十二条—第百四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、群馬県環境基本条例(平成八年群馬県条例第三十六号。以下「環境基本条例」という。)第三条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等のための規制の措置、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「生活環境の保全等」とは、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全を図ることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの
- 3 この条例において「ばい煙特定施設」とは、工場又は事業場（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。第五項及び第三章において同じ。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 4 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 5 この条例において「粉じん特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 6 この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。
- 7 この条例において「水質特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
 - 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「水質有害物質」という。）を含むこと。
 - 二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 8 この条例において「特定污水等」とは水質特定施設から排出される污水又は廃液をいい、「特定排水」とは工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。
- 9 この条例において「特定事業場」とは水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいい、「水質特定事業場」とは水質特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 10 この条例において「水質特定地下浸透水」とは、水質有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する水質特定施設（以下「水質有害物質使用特定施設」という。）を設置する水質特定事業場（以下「水質有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で水質有害物質使用特定施設に係る特定污水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。
- 11 この条例において「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設をいう。
- 12 この条例において「有害物質貯蔵指定施設」とは、水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設をいう。
- 13 この条例において「特定有害物質」とは、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。
- 14 この条例において「揚水特定施設」とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉及び鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第三条第一項の可燃性天然ガスを含む地下水を除く。）を採取するための施設で規則で定めるもの（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。
- 15 この条例において「騒音特定施設」とは、工場又は事業場（鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山を除く。次項及び第六章において同じ。）に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。
- 16 この条例において「振動特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいう。
- 17 この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で規則で定めるものをいう。
- 18 この条例において「飲食店営業等」とは、飲食店その他の営業で規則で定めるものをいう。
- 19 この条例において「指定事業場」とは、製造業その他の規則で定める業種に属する事業の用に供する工場又は事業場のうち、次に掲げるもの（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第二条に規定する特定工場を除く。）をいう。
 - 一 ばい煙を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるもの（以下「ばい煙発生施設」という。）が設置されている工場又は事業場のうち、規則で定めるもの
 - 二 污水又は廃液（第七項各号の要件のいずれかを備える污水又は廃液をいう。以下同じ。）を排出する施設で規則で定めるもの（以下「污水等排出施設」という。）が設置されている工場又は事業場のうち、規則で定めるもの
 - 三 騒音特定施設又は振動特定施設（以下「騒音特定施設等」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）のうち、第六十一条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）内にあるもので規則で定めるもの

四 著しい騒音を発生する施設で規則で定めるもの（以下「騒音発生施設」という。）が設置されている工場又は事業場のうち、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもので規則で定めるもの

五 著しい振動を発生する施設で規則で定めるもの（以下「振動発生施設」という。）が設置されている工場又は事業場のうち、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもので規則で定めるもの

六 粉じん特定施設が設置されている工場又は事業場のうち、規則で定めるもの

20 この条例において「空き缶等」とは、空き缶、空き瓶その他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす及び紙くずをいう。

（県等の責務）

第三条 県、事業者及び県民は、環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

2 事業者は、工場又は事業場を新設し、又は増設する場合において知事が特に必要があると認めるときは、生活環境の保全等に関し県と協定を締結するよう努めなければならない。

第二章 生活環境の保全等に関する基本的施策

（環境上の基準）

第四条 県は、大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを除く。）、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の基準を定めるよう努めるものとする。

2 県は、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、前項の基準が確保されるよう努めるものとする。

（規制の措置）

第五条 県は、この条例の定めるところにより、大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講じなければならない。

（事業等の推進）

第六条 県は、生活環境の保全等に資する公共的施設の整備その他の生活環境の保全等に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

（監視等の体制の整備）

第七条 県は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

（調査の実施）

第八条 県は、生活環境の状況の把握、生活環境の変化の予測又は生活環境の変化による影響の予測に関する調査その他の生活環境の保全等のための施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

（試験研究機関の整備等）

第九条 県は、生活環境の保全等に資するため、試験研究機関の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（知識の普及等）

第十条 県は、生活環境の保全等に関する知識の普及を図るとともに、生活環境の保全等の思想を高めるよう努めなければならない。

（地域開発施策等における生活環境の保全等の配慮）

第十一条 県は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、生活環境の保全等について配慮しなければならない。

（身近な自然環境の保護）

第十二条 県は、この章に定める他の施策と相まって生活環境の保全等に資するよう、緑地の保全その他身近な自然環境の保護に努めなければならない。

（事業者に対する援助）

第十三条 県は、事業者が行う生活環境の保全等のための施設の整備等について、金融上の措置、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第三章 大気汚染に関する規制

第一節 ばい煙の排出の規制等

（ばい煙規制基準）

第十四条 ばい煙特定施設において発生するばい煙のばい煙規制基準は、規則で定める。

2 前項のばい煙規制基準は、第二条第二項第一号の硫酸化物（以下「硫酸化物」という。）にあつては第一号、同項第二号のばいじん（以下「ばいじん」という。）にあつては第二号、同項第三号に規定する物質（以下「ばい煙有害物質」という。）にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

一 硫酸化物に係るばい煙特定施設において発生し、排出口（ばい煙特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この章において同じ。）から大気中に排出される硫酸化物の量について、規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。以下同じ。）に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん

の量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 ばい煙有害物質（次号のばい煙特定有害物質を除く。）に係るばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばい煙有害物質の量について、ばい煙有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するばい煙有害物質で規則で定めるもの（以下「ばい煙特定有害物質」という。）に係るばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙特定有害物質の量について、ばい煙特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

（ばい煙特定施設の設置の届出）

第十五条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 ばい煙特定施設の種類

四 ばい煙特定施設の構造

五 ばい煙特定施設の使用の方法

六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物若しくはばい煙特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくはばい煙有害物質（ばい煙特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第十六条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（ばい煙特定施設の構造等の変更の届出）

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第十八条 知事は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙特定施設に係るばい煙規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十五条第一項の規定による届出に係るばい煙特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十九条 第十五条第一項の規定による届出をした者又は第十七条第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はその届出に係るばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十五条第一項又は第十七条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第二十条 第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第二十一条 第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（ばい煙の排出の制限）

第二十二条 ばい煙特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）

は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙特定施設の排出口においてばい煙規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙特定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。

（改善命令等）

第二十三条 知事は、ばい煙排出者がそのばい煙量又はばい煙濃度が排出口においてばい煙規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（ばい煙量等の測定）

第二十四条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

第二十五条 ばい煙特定施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「ばい煙特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙特定施設を除く。以下「ばい煙特別施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙特定施設又はばい煙特別施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又はばい煙特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

第二節 粉じんに関する規制

（粉じん特定施設の設置等の届出）

第二十六条 粉じん特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん特定施設の種類

四 粉じん特定施設の構造

五 粉じん特定施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（経過措置）

第二十七条 一の施設が粉じん特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が粉じん特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（基準遵守義務）

第二十八条 粉じん特定施設を設置している者は、当該粉じん特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

（基準適合命令等）

第二十九条 知事は、粉じん特定施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん特定施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（準用）

第三十条 第二十条及び第二十一条の規定は、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による届出をした者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第四章 水質の保全に関する規制等

第一節 特定排出水の排出の規制等

（特定排出水規制基準）

第三十一条 特定排出水規制基準は、水質特定事業場から排出される特定排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

2 前項の特定排出水規制基準は、水質有害物質による汚染状態にあっては、特定排出水に含まれる水質有害物

質の量について、水質有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、第二条第七項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(特定排出水基準)

第三十一条の二 特定排出水基準は、特定事業場及び水質特定事業場以外の工場又は事業場から排出される特定排出水の汚染状態について、規則で定める。

2 前項の特定排出水基準は、第二条第七項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(水質特定施設の設置の届出)

第三十二条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、水質特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項(水質特定施設が水質有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。)を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水質特定施設の種類

四 水質特定施設の構造

五 水質特定施設の設備

六 水質特定施設の使用の方法

七 特定汚水等の処理の方法

八 特定排出水の汚染状態及び量

九 その他規則で定める事項

2 工場又は事業場から地下に水質有害物質使用特定施設に係る特定汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、水質有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水質有害物質使用特定施設の種類

四 水質有害物質使用特定施設の構造

五 水質有害物質使用特定施設の使用の方法

六 特定汚水等の処理の方法

七 水質特定地下浸透水の浸透の方法

八 その他規則で定める事項

3 工場又は事業場において水質有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が水質特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が水質有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水質有害物質使用特定施設の構造

四 水質有害物質使用特定施設の設備

五 水質有害物質使用特定施設の使用の方法

六 その他規則で定める事項

(経過措置)

第三十三条 一の施設が水質特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて特定排出水を排出し、若しくは水質特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が水質有害物質使用特定施設となった際現にその施設を設置している者(当該水質有害物質使用特定施設に係る水質特定事業場から特定排出水を排出し、又は水質特定地下浸透水を浸透させている者を除き、設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が水質特定施設となった日から三十日以内に、それぞれ、規則で定めるところにより、前条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(水質特定施設の構造等の変更の届出)

第三十四条 第三十二条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第三十五条 知事は、第三十二条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出(第三十二条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、特定排出水の汚染状態が当該水質特定事業場の排水口(特定排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその特定排出水に係る特定排出水規制基準に適合しないと認めるとき、又は水質特定地下浸透水が水質有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受けた日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水質特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る水質特定施設の設置に関する

計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第三十二条の規定による届出があった場合（同条第二項の規定による届出があった場合を除く。）又は前条の規定による届出（第三十二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があった場合において、その届出に係る水質有害物質使用特定施設が第三十九条の二の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水質有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る水質有害物質使用特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第三十六条 第三十二条の規定による届出をした者又は第三十四条の規定による届出をした者は、その届出をした日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水質特定施設を設置し、又はその届出に係る水質特定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは特定汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第三十二条又は第三十四条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（準用）

第三十七条 第二十条及び第二十一条の規定は、第三十二条又は第三十三条の規定による届出をした者について準用する。

（事業者の責務）

第三十八条 事業者は、この節に規定する特定排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

（特定排出水の排出の制限）

第三十八条の二 水質特定事業場において特定排出水を排出する者は、その汚染状態が当該水質特定事業場の排水口において特定排出水規制基準に適合しない特定排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が水質特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が水質特定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。

（特定排出水基準の遵守義務）

第三十八条の三 特定事業場及び水質特定事業場以外の工場又は事業場において、一日当たりの平均的な特定排出水の量が十立方メートル以上の特定排出水を排出する者は、特定排出水基準を遵守しなければならない。

（水質特定地下浸透水の浸透の制限）

第三十九条 水質有害物質使用特定事業場から水を排出する者（水質特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第三十五条第一項の規則で定める要件に該当する水質特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（水質有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務）

第三十九条の二 水質有害物質使用特定施設を設置している者（当該水質有害物質使用特定施設に係る水質特定事業場から水質特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第四十一条の二及び第四十二条第四項において同じ。）は、当該水質有害物質使用特定施設について、水質有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）

第四十条 知事は、水質特定事業場において特定排出水を排出する者が、その汚染状態が当該水質特定事業場の排水口において特定排出水規制基準に適合しない特定排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて水質特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は水質特定施設の使用若しくは特定排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第三十八条の二第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第四十条の二 知事は、第三十八条の三に規定する者が特定排出水基準に適合しない特定排出水を排出することにより生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定排出水を発生させている施設の構造若しくは使用の方法又は当該特定排出水の処理の方法の改善をするための措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命じ、又は特定排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

第四十一条 知事は、第三十九条に規定する者が、第三十五条第一項の規則で定める要件に該当する水質特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて水質特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は水質特定施設の使用若しくは水質特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が水質特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る特定汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が水質特定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。

第四十一条の二 知事は、水質有害物質使用特定施設を設置している者が第三十九条の二の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該水質有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該水質有害物質使用特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第三十九条の二の基準の適用の際現に水質有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該水質有害物質使用特定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該水質有害物質使用特定施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。

（特定排出水の汚染状態の測定等）

第四十二条 水質特定事業場において特定排出水を排出し、又は水質特定地下浸透水を浸透させる者は、規則で定めるところにより、当該特定排出水又は水質特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 第三十八条の三に規定する者は、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の特定排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存するよう努めなければならない。

3 水質特定事業場において特定排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該水質特定事業場の排水口の位置その他の特定排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

4 水質有害物質使用特定施設を設置している者は、当該水質有害物質使用特定施設について、規則で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

第四十三条 水質特定事業場の設置者は、当該水質特定事業場において、水質特定施設の破損その他の事故が発生し、水質有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第七項第二号に規定する項目について特定排水規制基準に適合しないおそれがある水が当該水質特定事業場から公共用水域に排出され、又は水質有害物質を含む水が当該水質特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き水質有害物質を含む水若しくは当該特定排水規制基準に適合しないおそれがある水の排出又は水質有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報しなければならない。

2 知事は、水質特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を構わずべきことを命ずることができる。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第四十四条 知事は、水質特定事業場において水質有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該水質特定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該水質特定事業場の設置者であった者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該水質特定事業場の設置者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 水質特定事業場の設置者（水質特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該水質特定事業場について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（特定有害物質による土壌の汚染のおそれがある場合の調査）

第四十五条 水質有害物質使用特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下この項、次項及び第二百五条第一項において「水質有害物質使用特定施設等」という。）の設置者は、第四十二条第四項若しくは水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検により特定有害物質による土壌の汚染のおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する異常を発見したとき、又は水質有害物質使用特定施設等の破損その他の事故により特定有害物質を含む水が土壌に浸透しているときは、速やかにその旨を知事に通報するとともに、規則で定めるところにより、当該特定有害物質による汚染のおそれがある土壌の特定有害物質による汚染の状況について、土壌汚染対策法第三条第一項の環境大臣又は知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、同項の環境省令で定める方法（以下「土壌汚染状況調査の方法」という。）により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、水質有害物質使用特定施設等の設置者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

（使用が廃止された水質有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第四十六条 使用が廃止された水質有害物質使用特定施設（水質有害物質のうち特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものに限る。次項において同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該水質有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、水質有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他水質有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該水質有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該水質有害物質使用特定施設

設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

3 知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

第一節の二 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理等

(特定指定物質の適正な管理に関する指針)

第四十七条 県は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害（水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。）の供給又は水道原水（水道原水水質保全事業の実施に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第二項に規定する水道原水をいう。）の取水に障害をきたすことをいう。以下同じ。）等の原因となる化学物質として規則で定めるもの（以下「特定指定物質」という。）の環境への排出の削減に資するため、特定指定物質を取り扱う工場又は事業場における特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定し、公表しなければならない。

(特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出)

第四十八条 特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者で規則で定めるもの（以下「特定指定物質取扱事業者」という。）は、前条の指針に則して、特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該計画を添えて、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 取り扱う特定指定物質の名称

四 その他知事が必要と認める事項

2 特定指定物質取扱事業者は、規則で定める方法により、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量を把握しなければならない。

3 特定指定物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により把握した取扱量を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした特定指定物質取扱事業者は、その届出に係る特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは第一項各号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る特定指定物質の取扱いを廃止し、その他特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定指定物質取扱事業者の責務)

第四十八条の二 特定指定物質取扱事業者は、その事業活動において特定指定物質を適正に管理するよう努めなければならない。

(県の責務)

第四十八条の三 県は、特定指定物質取扱事業者が実施する特定指定物質の適正な管理に関する取組の支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第四十八条の四 県は、利水障害等の原因となる化学物質の性状及び管理の方法並びに環境への排出の削減について県民の理解を深めるよう、普及及び啓発に努めるものとする。

第二節 生活排水対策の推進

(県の責務)

第四十九条 県は、生活排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（特定排水を除く。）をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止に資するため、生活排水に関する知識の普及及び啓発、生活排水処理施設（公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設をいう。）の広域的かつ計画的な整備その他の施策（次条において「生活排水対策」という。）を推進するよう努めなければならない。

(生活排水を排出する者の責務)

第五十条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に協力しなければならない。

2 何人も、野営その他の屋外での活動を行うときは、公共用水域の水質の汚濁の防止に努めなければならない。

(既存単独処理浄化槽の浄化槽への転換の促進)

第五十一条 県は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいい、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項ただし書に規定する設備又は施設に該当するものを除く。）の浄化槽（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）への転換を促進するため、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業を営む者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士、浄化槽法第二条第七号に規

定する浄化槽工事業者その他建設又は建築物の設計を業とする者に対し、既存単独処理浄化槽の浄化槽への転換に関する情報の提供及び技術的な助言に努めるものとする。

第五章 地盤の沈下に関する規制等

(届出地域の指定)

第五十二条 知事は、地盤の沈下を防止することにより県民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、地下水の採取の届出を要する地域(以下「届出地域」という。)として指定しなければならない。

2 知事は、届出地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

3 知事は、届出地域を指定するときは、告示するものとする。これを変更し、又は解除するときも、同様とする。

(揚水特定施設の設置の届出)

第五十三条 届出地域内において揚水特定施設を設置しようとする者は、その揚水特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 揚水特定施設の設置の場所

三 揚水特定施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

四 揚水機の型式及び原動機の出力

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、揚水特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第五十四条 一の地域が届出地域となった際現にその地域内において揚水特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。)又は一の施設が揚水特定施設となった際現に届出地域内においてその施設を設置している者は、当該地域が届出地域となった日又は当該施設が揚水特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(揚水特定施設の変更等の届出)

第五十五条 第五十三条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者(以下「揚水特定施設設置者」という。)は、その届出に係る第五十三条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第五十六条 第二十条及び第二十一条の規定は、揚水特定施設設置者について準用する。

(地下水の採取の状況の報告等)

第五十七条 揚水特定施設設置者は、規則で定めるところにより、地下水の採取の状況を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告された地下水の採取の状況を集計し、その結果を公表するものとする。

(代替水の利用)

第五十八条 知事は、工業用水道(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第三項に規定する工業用水道をいう。以下同じ。)又は水道(水道法第三条第一項に規定する水道をいう。以下同じ。)の給水区域内において揚水特定施設を設置している者に対し、地下水の採取に代えて工業用水道又は水道により水の供給を受けるよう協力を求めることができる。

(緊急時の要請)

第五十九条 知事は、地下水の採取により地下水の水位が著しく低下し、又は低下するおそれがあることにより、地盤の沈下を防止する緊急の必要があると認めるときは、揚水特定施設設置者に対し、期間を定めて地下水の採取を抑制するよう要請することができる。

(事業者等の責務)

第六十条 事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活において、節水、水の有効利用、緑地の確保その他の地下水のかん養に資することに努めるとともに、県が実施する地盤の沈下の防止に関する施策に協力しなければならない。

第六章 騒音及び振動に関する規制

第一節 地域の指定

第六十一条 知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音又は振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び振動、特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動並びに飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

3 知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、告示するものとする。これを変更し、又は解除するときも、同様とする。

第二節 特定工場等に関する規制

(騒音規制基準等の設定)

第六十二条 特定工場等において発生する騒音又は振動の騒音規制基準又は振動規制基準（以下「騒音規制基準等」という。）は、規則で定める。

2 前項の騒音規制基準等は、特定工場等において発生する騒音又は振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさについて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度とする。

(騒音規制基準等の遵守義務)

第六十三条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る騒音規制基準等を遵守しなければならない。

(騒音特定施設等の設置の届出)

第六十四条 指定地域内において工場又は事業場（騒音に係るものについては騒音特定施設、振動に係るものについては振動特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音特定施設等を設置しようとする者は、その騒音特定施設等の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 騒音特定施設等の種類ごとの数
- 四 騒音又は振動の防止の方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音特定施設等の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第六十五条 一の地域が指定地域となった際にその地域内において工場若しくは事業場に騒音特定施設等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が騒音特定施設等となった際に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の、騒音に係るものについては騒音特定施設、振動に係るものについては振動特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となった日又は当該施設が騒音特定施設等となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(騒音特定施設等の数等の変更の届出)

第六十六条 第六十四条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第六十七条 知事は、第六十四条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音又は振動が騒音規制基準等に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受けた日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は騒音特定施設等の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(改善勧告及び改善命令)

第六十八条 知事は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音又は振動が騒音規制基準等に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は騒音特定施設等の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音特定施設等を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第六十五条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となった日又は同項に規定する騒音特定施設等となった日から三年間は、適用しない。ただし、その者が第六十六条第一項の規定による届出をした場合において当該届出をした日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第六十九条 知事は、小規模の事業者に対する第六十七条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(準用)

第七十条 第二十条の規定は、第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第二十条中「ばい煙特定施設」とあるのは、「特定工場等に設置する騒音特定施設等

のすべて」と読み替えるものとする。

2 第二十一条の規定は、第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「ばい煙特定施設を」とあるのは「特定工場等に設置する騒音特定施設等のすべてを」と、「当該ばい煙特定施設」とあるのは「当該騒音特定施設等」と、同条第二項中「ばい煙特定施設を」とあるのは「特定工場等に設置する騒音特定施設等のすべてを」と、「当該ばい煙特定施設」とあるのは「当該騒音特定施設等のすべて」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第七十一条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間

四 騒音又は振動の防止の方法

五 その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第七十二条 知事は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。

第四節 飲食店営業等に関する規制

(飲食店営業等騒音規制基準)

第七十三条 飲食店営業等に伴って発生する騒音の騒音規制基準（以下「飲食店営業等騒音規制基準」という。）は、規則で定める。

2 前項の飲食店営業等騒音規制基準は、飲食店営業等に伴って発生する騒音の飲食店営業等を営む場所（以下「営業所」という。）の境界における大きさについて、午後十時から翌日の午前六時までの間において区域の区分ごとに定める許容限度とする。

(飲食店営業等騒音規制基準の遵守義務)

第七十四条 指定地域内において飲食店営業等を営む者は、飲食店営業等騒音規制基準を遵守しなければならない。

(音響機器の使用の制限)

第七十五条 指定地域内において飲食店営業等のうち規則で定める営業（以下「特定営業」という。）を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間（以下「制限時間」という。）においては、特定営業を営む場所（以下「特定営業所」という。）において規則で定める音響機器（以下「音響機器」という。）を特定営業に伴い使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器から発生する音が特定営業所の境界外に漏れない場合は、この限りでない。

(利用者の責務)

第七十六条 飲食店営業等の利用者は、その利用に伴って発生する騒音により、周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第七十七条 知事は、指定地域内において営まれる飲食店営業等に伴って発生する騒音が飲食店営業等騒音規制基準に適合しないことにより、又は特定営業を営む者が制限時間に音響機器を使用し、若しくは使用させることにより、営業所又は特定営業所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該営業を営む者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は音響機器の使用時間若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第五節 航空機による商業宣伝放送に関する規制

第七十八条 何人も、商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項

に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用時間その他の規則で定める基準を遵守して使用する場合は、この限りでない。

第六節 日常生活等に伴う騒音又は振動の防止

第七十九条 何人も、日常生活又は事業活動に伴って発生する騒音又は振動により周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

第七章 削除

第八十条から第八十六条まで 削除

第八章 公害防止責任者

(公害防止責任者の選任)

第八十七条 指定事業場を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該指定事業場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止責任者」という。)を選任しなければならない。

一 第二条第十九項第一号の指定事業場にあつては、次に掲げる業務

イ ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。

ハ その他大気汚染の防止に必要な業務で規則で定めるもの

二 第二条第十九項第二号の指定事業場にあつては、次に掲げる業務

イ 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ 指定事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態の測定及び記録に関すること。

ハ その他水質汚濁の防止に必要な業務で規則で定めるもの

三 第二条第十九項第三号から第五号までの指定事業場にあつては、騒音特定施設等、騒音発生施設又は振動発生施設の使用の方法及び配置その他騒音又は振動の防止の措置に関すること。

四 第二条第十九項第六号の指定事業場にあつては、粉じん特定施設の使用の方法の監視並びに粉じん特定施設から排出され、又は飛散する粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

2 特定事業者は、公害防止責任者を選任したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止責任者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(準用)

第八十八条 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前条第二項の規定による届出をした特定事業者について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「、合併又は分割(その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。)」とあるのは「又は合併が」と、「合併後」とあるのは「又は合併後」と、「設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人」とあるのは「設立した法人」とそれぞれ読み替えるものとする。

(公害防止責任者の義務等)

第八十九条 公害防止責任者は、その職務を誠実に履行しなければならない。

2 指定事業場の従業者は、公害防止責任者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(公害防止責任者の解任命令)

第九十条 知事は、公害防止責任者が、この条例、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法又はこれらの条例若しくは法律に基づく命令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止責任者の解任を命ずることができる。

2 前項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止責任者になることができない。

第九章 屋外における燃焼行為の制限

第九十一条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂その他の規則で定める物を屋外で燃焼させてはならない。

2 何人も、みだりに前項の規則で定める物以外の物で燃焼に伴ってばい煙が発生するものを屋外で多量に燃焼させてはならない。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する燃焼行為については、適用しない。

一 規則で定める構造を有する焼却設備を用いて、規則で定める方法により行う燃焼行為

二 地域の慣習として行われる行事に伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為

4 知事は、第一項又は第二項の規定に違反して燃焼行為が行われていることにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該燃焼行為を行っている者に対し、当該燃焼行為の中止その他必要な措置をとることを勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者(第一項の規定に違反していることにより勧告を受けた者に限る。)がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第十章 削除

第九十二条から第百二条まで 削除

第十一章 地球環境保全

第一節 地球環境保全のための施策等

(県の責務)

第百三条 県は、地球環境保全に資するため、国、国際機関、他の地方公共団体、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体と協力し、環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、環境の保全及び創造に関する情報及び技術の提供その他の施策を推進するものとする。

第百四条 削除

(酸性雨の防止)

第百五条 事業者は、その事業活動において硫黄酸化物、窒素酸化物その他の酸性雨の原因となる物質が大気中に排出されるのを抑制するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 オゾン層保護等のための施策等

(オゾン層破壊物質等の排出の抑制)

第百六条 何人も、オゾン層を破壊する物質であるクロロフルオロカーボンのうち、規則で定めるもの（以下「第一種オゾン層破壊物質」という。）を大気中へ排出してはならない。

2 何人も、オゾン層を破壊する物質であるハイドロクロロフルオロカーボンのうち、規則で定めるもの（以下「第二種オゾン層破壊物質」という。）を大気中へ排出しないよう努めなければならない。

3 何人も、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項第四号に掲げる物質（以下「第四号物質」という。）を大気中へ排出しないよう努めなければならない。

4 前三項の規定は、第一種オゾン層破壊物質及び第二種オゾン層破壊物質（以下これらを「オゾン層破壊物質」という。）並びに第四号物質が、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「フロン類法」という。）第二条第三項に規定する第一種特定製品又は同条第四項に規定する第二種特定製品に使用されている場合にあっては、適用しない。

(県の責務)

第百七条 県は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図ることにより生活環境の保全等に資するため、オゾン層の保護等に関する知識の普及及び啓発、オゾン層破壊物質及び第四号物質を処理するための技術的な助言その他の施策を推進するものとする。

(オゾン層破壊物質等の適切な処理)

第百八条 何人も、オゾン層破壊物質及び第四号物質を使用する機器を廃棄する場合は、オゾン層破壊物質及び第四号物質を適切に処理し、又はその廃棄をオゾン層破壊物質及び第四号物質を適切に処理することができる業者に依頼するとともに、県が実施するオゾン層破壊物質及び第四号物質の排出の防止に関する施策に協力しなければならない。

(フロン類の回収量等の公表)

第百九条 知事は、フロン類法第四十七条第三項の規定により報告されたフロン類の回収量等の状況を集計し、その結果を公表するものとする。

第十二章 自動車排出ガス対策の推進

(県の責務)

第百十条 県は、自動車排出ガスの排出の削減に資するため、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体と協力し、環境への負荷の少ない自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用の奨励、道路の構造の改善その他の施策を推進するものとする。

(自動車等の効率的な使用等)

第百十一条 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の効率的な使用、自転車又は公共の交通機関の利用に努めるとともに、県が実施する自動車排出ガスの排出の削減に関する施策に協力しなければならない。

(自動車等の駐車時の原動機の停止)

第百十二条 自動車等を運転する者は、自動車等を駐車するときは、緊急の場合を除き、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入)

第百十三条 自動車等を購入しようとする者は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車等をいう。）その他その運行に伴って排出される自動車排出ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

(駐車場管理者等の責務)

第百十四条 他人に使用させる目的で、空地その他の自動車等を駐車するための場所（以下「駐車場」という。）を設置し、又は管理する者は、当該駐車場を使用する者に対し、その者が当該駐車場において自動車等を駐車するときは、当該自動車等の原動機を停止させることを指導するよう努めなければならない。

第十三章 循環型社会形成の推進

(県の責務)

第百十五条 県は、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第九条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、廃棄物等（同法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生を抑制し、並びに循環資源（同条第三項に規定する循環資源をいう。）の適正な利用及び処分を確保するなど循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。以下同じ。）の形成に必要な施策を推進するものとする。

(事業者の責務)

第百十六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国、県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第百十七条 県民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国、県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第十四章 削除

第百十八条及び第百十九条 削除

第十五章 環境美化の推進

(投棄の禁止等)

第百二十条 何人も、みだりに空き缶等その他の環境の美化に支障を来す物で規則で定めるものを捨ててはならない。

2 何人も、歩行中に喫煙をしないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第百二十一条 飲料、食料若しくはたばこ(以下「飲料等」という。)を収納する缶、瓶その他の容器(以下「容器」という。)又は容器に収納した飲料等(以下「容器入り飲料等」という。)を製造又は販売する者その他これらの者に関係する事業を営む者は、空き缶等の散乱の防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 容器入り飲料等を販売する者は、その販売する場所に空き缶等を回収する設備を設けるとともに、これを適正に維持管理するよう努めなければならない。

3 容器入り飲料等を製造又は販売する者は、消費者に対し、容器の散乱の防止に関する啓発を行うよう努めなければならない。

4 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅行業、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業その他の観光に関する事業を行う者は、観光客に対し、空き缶等の散乱の防止に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(県の責務)

第百二十二条 県は、空き缶等その他の環境の美化に支障を来す物の散乱の防止に資するため、環境の美化に関する意識の啓発、環境の美化に資するためのボランティア活動を行う団体の支援、環境美化運動の実施その他の施策を推進するものとする。

(環境美化の日)

第百二十三条 県民及び事業者の間に広く環境の美化についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の美化に関する活動を行う意欲を高めるため、環境美化の日を設ける。

2 環境美化の日は、五月三十日とする。

3 県は、環境美化の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第十六章 雑則

(諮問)

第百二十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、群馬県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一 第二条第二項第三号、第三項、第五項、第七項及び第十四項から第十九項まで、第十四条第一項、第二十五条第一項、第二十八条、第三十一条第一項、第三十一条の二第一項、第三十五条第一項、第三十九条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第六十二条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条、第七十八条ただし書、第九十一条第一項及び第三項並びに第百二十条第一項の規定に基づく規則を定め、又は変更しようとするとき。

二 第四条第一項の規定に基づき環境上の基準を定め、又は変更しようとするとき。

(報告及び検査)

第百二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の表の第一欄に掲げる者に対し、第二欄に掲げる状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、第三欄に掲げる場所に立ち入り、第四欄に掲げる施設若しくは物その他の物件を検査させることができる。

一 ばい煙特定施設を設置している者、ばい煙特別施設を工場若しくは事業場に設置している者又は粉じん特定施設を設置している者 ばい煙特定施設の状況、ばい煙特別施設の事故の状況又は粉じん特定施設の状況

ばい煙特定施設を設置している者、ばい煙特別施設を工場若しくは事業場に設置している者又は粉じん特定施設を設置している者の工場又は事業場 ばい煙特定施設、ばい煙特定施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設、ばい煙特別施設又は粉じん特定施設

二 水質特定事業場の設置者又は設置者であった者 水質特定施設の状況又は特定汚水等の処理の方法 その者の水質特定事業場 水質特定施設

三 特定事業場及び水質特定事業場以外の工場又は事業場の設置者 特定排出水の発生施設の状況又は特定排出水の処理の方法 その者の工場又は事業場 特定排出水の発生施設

四 水質有害物質使用特定施設等の設置者又は当該水質有害物質使用特定施設等に係る工場若しくは事業場の設置者 水質有害物質使用特定施設等及び当該水質有害物質使用特定施設等に係る工場又は事業場に係る土地の状況 水質有害物質使用特定施設等及び当該水質有害物質使用特定施設等に係る工場又は事業場

水質有害物質使用特定施設等及び当該水質有害物質使用特定施設等に係る工場又は事業場

五 第四十六条第一項に規定する土地の所有者等 第四十六条第一項に規定する土地の状況 第四十六条第一項に規定する土地 第四十六条第一項に規定する土地

六 揚水特定施設設置者 揚水特定施設の構造又は地下水の採取の状況 揚水特定施設設置者の揚水特定施設の

設置の場所又は事業所若しくは事務所 揚水特定施設

七 騒音特定施設等を設置する者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者、飲食店営業等若しくは特定営業を営む者又は商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用している者 騒音特定施設等の状況、特定建設作業の状況、飲食店営業等若しくは特定営業の状況又は商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用している状況 騒音特定施設等を設置する者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、その者の営業所若しくは特定営業所又は商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用している者の航空機若しくは事務所 騒音特定施設等、飲食店営業等若しくは特定営業に伴い騒音を発生する施設又は拡声機

八 特定事業者 公害防止責任者の職務の実施状況 その者の指定事業場 書類

九 第九十一条第一項又は第二項に規定する行為をしている者 第九十一条第一項又は第二項に規定する行為の状況 その者が第九十一条第一項若しくは第二項に規定する行為をしている場所又はその者の事務所 燃焼させている物

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 ばい煙特定施設を設置している者、水質特定事業場の設置者又は第三十八条の三に規定する者は、第一項の検査に協力するため、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は特定排出水の汚染状態を測定するための試料を採取するのに必要な設備を設けなければならない。

(違反者の公表)

第二百二十六条 知事は、この条例の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(市町村長の措置要請)

第二百二十七条 市町村長は、当該市町村の住民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため必要があると認めるときは、知事に対し、生活環境の保全等について必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 知事は、前項の規定による要請があった場合において、生活環境の保全等について必要な措置を講じたときは、その措置の概要を当該市町村長に通知するものとする。

(協力の要請)

第二百二十八条 知事は、県民又は事業者が行う生活環境の保全等に関する取組に資するため必要があると認めるときは、事業者その他の生活環境の保全等に関する資料を所有する者に対し、必要な調査への協力、資料の提出又は説明を求めることができる。

(市町村条例との関係)

第二百二十九条 この条例の規定は、市町村が、生活環境の保全等に関し、当該市町村の区域の自然的、社会的条件に応じて、この条例とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(適用除外)

第二百三十条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）及び土壌汚染並びにそれらの防止のための措置については、適用しない。

2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物である騒音特定施設等を設置する者については、第六十四条から第六十九条まで、第七十条第一項において準用する第二十条及び第七十条第二項において準用する第二十一条の規定は、適用しない。

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十七章 罰則

第三十二条 第十八条、第二十三条第一項、第三十五条、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第四十条の二第二項、第六十八条第二項又は第七十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項又は第三十八条の二第一項の規定に違反した者

二 第二十五条第三項、第二十九条、第四十三条第二項、第四十五条第二項又は第四十六条第三項の規定による命令に違反した者

三 第七十八条の規定に違反して拡声機を使用した者

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十五条第一項、第十七条第一項、第三十二条、第三十四条又は第四十六条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第七十二条第二項又は第九十一条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項又は第三十六条第一項の規定に違反した者

二 第十六条第一項、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項又は第三十三条の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十四条又は第四十二条第一項若しくは第四項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

四 第二百五条第一項（同項の表第一号から第五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三百三十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二百五条第一項（同項の表第一号から第五号までに係る部分を除く。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三百三十八条 第六十五条第一項、第六十六条第一項又は第七十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三百三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三百四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十条又は第二十一条第三項（これらの規定を第三十条第一項又は第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十條第一項の規定に違反した者

第三百四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条若しくは第七十条において準用する第二十条若しくは第二十一条第三項又は第七十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第八十七条第一項の規定に違反した者

四 第九十条第一項の規定による命令に違反した者

第三百四十二条 第八十七条第二項又は第八十八条において準用する第二十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十章第二節及び第二百二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（平成十二年六月規則第百二号で、第十章第一節及び第三百三十六条第二号の規定は、同十二年七月一日から、平成十二年七月規則第百八号で、第十章、第二百二十四条及び第三百三十六条第二号の規定を除く部分は、同十二年十月一日から施行。ただし、第五十二条第二項の規定は、同十二年七月十九日から施行）

（群馬県公害防止条例等の廃止）

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 群馬県公害防止条例（昭和四十六年群馬県条例第五十号。以下「旧条例」という。）

二 群馬県空き缶等飲料容器の散乱防止に関する条例（昭和五十七年群馬県条例第四十二号）

（実施の制限に係る経過措置）

第三条 この条例の施行の際現に旧条例第二十五条第一項の規定による実施の制限を受けている者についての第十八条及び第十九条第一項の規定の適用については、第十八条中「その届出を受けた日」とあるのは「旧群馬県公害防止条例第二十四条の規定による届出を受理した日」と、第十九条第一項中「その届出をした日」とあるのは「旧群馬県公害防止条例第二十五条第一項の規定による届出が受理された日」とする。

2 この条例の施行の際現に旧条例第四十二条第一項の規定による実施の制限を受けている者についての第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、第三十五条中「その届出を受けた日」とあるのは「旧群馬県公害防止条例第四十一条の規定による届出を受理した日」と、第三十六条第一項中「その届出をした日」とあるのは「旧群馬県公害防止条例第四十二条第一項の規定による届出が受理された日」とする。

（特定地下浸透水を浸透させる者に係る経過措置）

第四条 この条例の施行の際現に旧条例第二条第九項に規定する排水水特定施設（以下「排水水特定施設」という。）を設置している者（設置の工事を行っている者及び旧条例第三十八条の規定による届出をした者であって設置の工事に着手していない者を含む。）であって特定地下浸透水を浸透させるものは、この条例の施行の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、第三十二条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五条 第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、この条例の施行の際現に排水水特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の特定事業場から浸透する特定地下浸透水については、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。

2 前項の場合において、旧条例第四十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(揚水特定施設に係る経過措置)

第六条 この条例の施行の際現に第五十三条第一項の規定により届出を要する揚水特定施設を設置している者であつて群馬県行政手続条例(平成七年群馬県条例第四十四号)第三十四条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従つて届出をしているものは、その揚水特定施設については、第五十三条第一項の届出をしたものとみなす。

(処分等の効力)

第七条 この条例の施行の際現に旧条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為であつてこの条例の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の相当の規定に基づいて、知事がした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例の規定により知事に対してされている届出その他の行為であつてこの条例の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の相当の規定に基づいて、知事に対してされた届出その他の行為とみなす。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第八条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部群馬県空き缶等飲料容器散乱防止対策審議会の項を削る。

(群馬県環境基本条例の一部改正)

第九条 群馬県環境基本条例の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(罰則の適用)

第十条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則(平成十三年三月二十七日条例第二十三号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成十五年十月十日条例第五十五号)

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十七年一月一日から施行する。

附則(平成十六年十二月二十四日条例第六十五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

8 この条例の施行の際現に廃止前又は改正前のそれぞれの条例に規定する機関が行つた処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、この条例に規定する機関が行つた処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。

附則(平成十七年三月二十四日条例第二十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前における改正前の第二条第八項に規定する特定事業場は、改正後の同条第九項に規定する水質特定事業場とみなす。

附則(平成二十四年三月二十七日条例第三十三号)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に改正前の群馬県の生活環境を保全する条例第三十二条第一項の規定によりされている届出は、改正後の群馬県の生活環境を保全する条例(以下「改正後の条例」という。)第三十二条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この条例の施行の際現に工場又は事業場において改正後の条例第二条第十項に規定する水質有害物質使用特定施設(以下「水質有害物質使用特定施設」という。)を設置している者(改正後の条例第三十二条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)は、この条例の施行の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、改正後の条例第三十二条第三項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、改正後の条例第三十三条第一項の規定による届出をした者とみなす。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条 この条例の施行の際現に水質有害物質使用特定施設を設置している者(改正後の条例第三十二条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)については、この条例の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の条例第三十五条第二項、第三十九条の二及び第四十一条の二の規定は、適用しない。

2 前項の規定に該当する者に対する改正後の条例第四十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「第三十九条の二の基準の適用」とあるのは、「第三十九条の二の基準の適用（群馬県的生活環境を保全する条例の一部を改正する条例（平成二十四年群馬県条例第三十三号）の施行の日から起算して三年を経過することにより同条の規定が適用されることとなった場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

第五条 改正後の条例第四十六条の規定は、この条例の施行前に使用が廃止された水質有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、適用しない。

第六条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附則（平成二十四年十二月二十八日条例第百四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 知事は、改正後の第四十七条の規定に基づく規則を定めようとするときは、この条例の施行の前においても群馬県環境審議会の意見を聴くことができる。

附則（平成二十七年三月二十日条例第三十一号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年十月二十日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。